

特記仕様書

記録写真仕様書

（写真の提出）

1. 作業記録写真は、作業の過程・経過を記録し、整理編集の上、監督職員に提出しなければならない。

なお、提出部数については、2部とする。

（準備器材）

2. 写真撮影にあたり準備する器材は、次のとおり。
 - ア 写真機（予備を用意しておく）
 - イ 作業種、林小班、面積、撮影日時、その他記事欄を表示した黒板。

（写真撮影）

3. 写真撮影に当たっては、次の各号に留意しなければならない。
 - ア 被写体には、必ず2.イの所要事項を記入した黒板を添えなければならない。
 - イ 撮影後はできるだけ速やかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確認しなければならない。
 - ウ 提出する写真のサイズは、原則としてサービスサイズ（7.6cm×11.2cm）以上のカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。
 - エ 作業前・作業後は同位置において撮影するものとし、撮影位置に目印を付けておくこと。
 - オ 作業前、作業中（作業工程毎）、作業後の状況を、全箇所（小班）を撮影することとする。
ただし、作業区域が同流域かつ作業仕様が同一の場合は1林小班とみなし、監督職員の指示により、その区域の代表的な箇所を撮影すればよいものとする。

（写真整理）

4. 撮影箇所毎（作業前・作業中・作業後）に順序よく編集し、四ツ切以上のフリーアルバムに貼付、台紙記事欄に作業内容を記述し、黒板の不明瞭なものは、黒板記載事項及び作業内容を記述する。

（デジタル写真）

5. デジタルカメラを使用する場合には、次の各号に留意しなければならない。
 - ア 画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。
 - イ 記録形式はJPEGとし、圧縮率、撮影モードについては監督職員と協議の上決定する。
 - ウ 有効画素数は、黒板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。
 - エ 印刷物を納品する場合は、フルカラーで、インク、プリント用紙等は通常の使用で3年間程度以内に顕著な劣化が生じないものとする。

（その他）

6. この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

伐倒・集積作業仕様書

- 1 作業着手前には、立ち入り禁止等の注意標識等を設置し、入林者が作業箇所近づかないよう周知すること。
- 2 本作業の区域は別紙図面のとおりである。
- 3 該当立木（駆除対象木）については、別紙事業内訳書のとおりであるが、標示については、胸高部に黄色スプレー（一部赤スプレーの場合もある）または黄色テープで標示し、ナンバーテープを貼付しているので、全て伐倒すること。やむを得ず支障木として伐倒しなければならない立木が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。
- 4 伐根は努めて低くすること。
- 5 該当立木（駆除対象木）を伐倒する場合は、伐倒木の状態、周囲の地形等を十分考慮し、かかり木にならないようにすること。
- 6 集積箇所は、歩道等入林者の通行する箇所及び沢付近等で処理材の流出の恐れのある場所を避けるとともに、傾斜地等の集積で滑落等の恐れのある場合は、杭などにより防止処置を講じること。
- 7 伐倒した幹及び枝条は、長さ 1.8m 以内に切断し、枝条を下に幹を上を集積すること。なお、これにより難しい場合は監督職員の指示を受けること。
- 8 この仕様書により難しい場合、又は明記していない事項で必要ある時は、監督職員にその事由を申し出て指示を受けること。